

( 経済産業委員会 )

公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律案(閣法第七

号)(衆議院送付) 要旨

本法律案は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」という。)の適正な執行を確保することの重要性にかんがみ、総務省の外局として総務大臣の所轄に属するものとされている公正取引委員会を、内閣府の外局として内閣総理大臣の所轄に属するものとするために、独占禁止法、国家行政組織法、内閣府設置法、総務省設置法等関係法律の規定を整備するものである。

なお、本法律案については、衆議院において、施行期日を「平成十五年四月一日」から「公布の日」に改める修正が行われた。